

○競争入札参加資格関係事務取扱要領

平成21年 3月31日制定
改正 令和 7年 3月27日

(趣旨)

第1条 岩見沢市が発注する工事及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者(以下「資格者」という。)に必要な資格(以下「資格」という。)に関する事務については、法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 岩見沢市工事参加資格者審議会及び工事入札参加者指名委員会規程(昭和54年4月2日訓令第14号。以下「審議会規程」という。)第2条から第7条までの規定は、この要領に定めるすべての資格に適用するものとする。

(資格審査の区分)

第2条 資格審査の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負契約及び設計、測量等工事関連業務に係る契約
- (2) 物品購入等 物品等の購入並びに清掃及び警備その他の業務委託等に係る契約

(資格審査の基準年)

第2条の2 資格審査の基準年は、西暦の奇数年とする。

(資格基準の設定)

第3条 市長は、基準年の前年の11月30日までに、翌年度以降における資格を定めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、資格をその都度定めることができる。

2 岩見沢市契約規則(昭和45年規則第43号。以下「規則」という。)第2条(第18条において準用する場合を含む。)の規定に基づく公示は、岩見沢市公告式条例(昭和18年条例第1号)による公告により行うものとする。

(随時の資格審査の時期)

第4条 審議会規程第3条第2号に規定する随時の資格審査の時期は、市長が定め、

前条第2項の規定に準じて公告するものとする。

(資格の再審査及び変更届)

第5条 市長は、審議会規程第4条の2に規定する資格者（その営業を承継した者を含む。）からの申請に基づき、資格の再審査を行い、当該資格者に関する記載事項を変更することができる。

2 資格者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、速やかに市長に記載事項の変更を届け出なければならない。

(1) 商号又は名称に変更があったとき。

(2) 代表者に変更があったとき。

(3) 受任者に変更又は廃止があったとき。

(4) 本店（主たる営業所）の所在地に変更があったとき。

(5) 受任先営業所の名称、所在地に変更があったとき。

(6) 本店（主たる営業所）の電話番号、FAX番号に変更があったとき。

(7) 受任先営業所の電話番号、FAX番号に変更があったとき。

(8-1) 建設業の許可、その他の登録に関する事項に変更・更新があったとき。（単純更新についても変更届の提出が必要。ただし、代表者以外の役員の変更については届け出は不要。）

(8-2) 建設業の許可、その他の登録を廃業したとき。

(9) 経営事項審査に変更・更新があったとき。（単純更新についても変更届の提出が必要。）

(10) 技術職員数又は資格等保有者数に変更があったとき。

(11) 資本金に変更があったとき。

(12) 舗装プラントの所在地、鋼橋上部の製作工場の所在地に変更があったとき。

(13) 実印、使用印に変更があったとき。

(14) 資本関係・人的関係に変更があったとき。

(15) 入札参加資格の一部を取り下げたいとき。

(16) その他、市長が必要と認めたとき。

3 市長は、前2項の規定により資格に関する事項を変更したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

(資格の取消し)

第6条 市長は、資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年以内の期間を定めて競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許又は登録等を必要とする場合において、当該許可、免許又は登録等の取消しがあったとき。
- (4) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき市長が定める資格要件を欠くこととなったとき。
- (5) 契約規則その他の関係法令に違反したとき。

(審議等)

第7条 資格の審査（第5条第1項に規定する再審査及び前条に規定する資格の取消しに関する審議を含む。）を行う機関は、建設工事等に係る資格にあつては岩見沢市工事参加資格者審議会とし、物品購入等に係る資格にあつては総務部契約検査管理課とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。